議第一二一号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年二月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（土地の形質の変更で規則で定める者を伴う者に限る。）」を削る。

第六条中「（第五号に掲げる区域にあっては、土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）」を削る。

第九条第二項中「必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。」を「、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」に改める。

第十条中第一項中「その申請の手続が前二条の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をしなければならない。」を「その申請の手続が前二条の規定又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をすることができる。」に改め、第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　知事は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

他府県及び市町村における太陽光発電施設に関する条例の制定状況を鑑み、所要の改正をしようとするものである。